

1

2

既収載品目（医薬品各条（生薬等））の定量法の改正について（意見募集）

3

4

以下の既収載医薬品各条（生薬等）の定量法の項において、定量用アミグダリンの乾燥操作に係る記載を削除します。

5

6

7

1. 対象品目

9 キョウニン

10 桂枝茯苓丸エキス

11 桃核承気湯エキス

12 トウニン

13 トウニン末

14 麻黄湯エキス

15

2. 改正案（キョウニンの例）

17 定量法

18 ……（略）……別に定量用アミグダリン約10 mgを精

19 密に量り、薄めたメタノール(1→2)に溶かして正確に50

20 mLとし、標準溶液とする。……（略）……

21

22